

# 建築士法に基づく島根県指定事務所登録機関募集要領

平成23年12月27日  
建 第 1146 号

## 1 趣旨

建築士法に基づく島根県指定事務所登録機関指定要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、建築士法（昭和25年法律202号。以下「法」という。）第26条の3第1項の規定により、建築士事務所の登録の実施の関する事務等を行う指定事務所登録機関を募集します。

## 2 業務

### (1) 業務内容

指定事務所登録機関が実施する業務は、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿等を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）です。

なお、具体的な業務内容については、「別紙」を参照してください。

### (2) 業務開始予定日

平成24年4月1日

## 3 申請資格及び指定基準

### (1) 申請資格

申請者は、島根県内に主たる事務所の所在地を有する者で、法第26条の3第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

### (2) 指定基準

申請が、法第26条の3第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項各号に定める指定の基準に適合していることとします。

なお、当該指定基準の運用は、「建築士法に基づく島根県指定事務所登録機関指定基準」によります。

## 4 申請受付期間

公告の日から平成24年1月27日（金）午後5時までとする。

## 5 申請の際に提出すべき書類

下記の書類を各2部（正本1部、副本1部）提出してください。

- ① 指定事務所登録機関指定申請書【要綱別紙様式1】
- ② 定款及び登記事項証明書
- ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び決算書
- ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ⑥ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑦ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ⑧ 法26条の3第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定する事務所登録等事務の実施に関する計画を記載した書類
- ⑨ 指定申請者が法26条の3第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面【要綱別紙様式2】
- ⑩ その他参考となる事項を記載した書類

## 6 質問受付及び回答

(1) 質問は文書（様式任意）により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

### 【提出先】

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（南庁舎4階）

島根県土木部建築住宅課（建築指導スタッフ）

電話 0852-22-5219 FAX 0852-22-5218

電子メール kentiku-shido@pref.shimane.lg.jp

### 【提出期限】

平成24年1月20日（金）午後5時必着とします。

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、文書等により行います。

## 7 申請書類提出方法

上記6-(1)の提出先に、申請書類を持参してください。

## 8 指定事務所登録機関を決定する方法

上記3の「申請資格及び指定基準」に基づき、申請書類を審査した上で、1者を決定します。

## 9 建築士事務所登録等事務に係る手数料

指定事務所登録機関は、建築士事務所登録申請手数料を徴収することができます。

当該手数料の額は、島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）で定める金額とします。

なお、手数料の額は、「別紙」を参照してください。

## 10 建築士事務所登録閲覧システム利用について

登録簿の登録等については、(財)建築行政情報センターで開発・運用している建築士事務所登録閲覧システムにより実施してください。

なお、システム利用料は、申請者の負担とします。

また、当システムの利用に当たっては、IP-VPN回線の敷設が必要です。敷設費用についても、申請者の負担とします。

## 11 その他の留意事項

(1) 申請書類及び添付資料は、今回の募集のみに使用し、島根県で厳重に管理します。

ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

(2) 申請書類及び添付資料は返却できませんので予めご了承ください。

(3) 審査の結果を問わず、申請書類等の作成費用等は支給いたしませんので予めご了承ください。

## 島根県指定事務所登録機関の業務内容等

## 1 業務内容

- ① **建築士事務所登録**（新規及び更新）【建築士法（以下「法」という。）第 23 条の 2、法第 23 条の 3】
  - ・事務所登録申請書の受理、登録簿への登録・更新、申請者への登録通知
- ② **変更の届出**【法第 23 条の 5】
  - ・登録事項変更届の受理、登録簿の変更
- ③ **廃業等の届出**【法第 23 条の 7】
  - ・届出の受理、登録の抹消、抹消通知
- ④ **未更新、監督処分に基づく登録の抹消**【法第 23 条の 8】
  - ・登録の抹消、抹消通知、登録簿の更新
- ⑤ **登録簿の閲覧**【法第 23 条の 9 関係、島根県建築士法施行細則（以下「県細則」という。）第 29 条関係】
  - ・閲覧申請に基づき、閲覧の実施
- ⑥ **登録状況の報告**【建築士法に基づく中央指定機関等に関する省令（以下「機関省令」という。）第 18 条関係】
  - ・四半期毎に新規登録、変更の届出、廃業の届出件数の県への報告等、その他機関省令 18 条に規定する事務
- ⑦ **不正登録者の報告**【機関省令 19 条関係】
  - ・不正の手段により登録を受けた者の県への報告
- ⑧ **建築士事務所登録証明書の交付**【県細則第 30 条関係】
  - ・事務所の登録がなされていることを証する書類の交付

## 2 登録手数料額について

手数料として徴収できる額は、下表のとおりです。

登録事務	金額
一級建築士事務所登録・更新	15,000円
二級建築士事務所登録・更新	10,000円
木造建築士事務所登録・更新	10,000円
建築士事務所登録証明書交付	500円